■千葉県事業系ごみの有料化の状況（令和３年度）

※10kgあたり300円以上の自治体

市町村名	処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
佐倉市	有	従量制	350円/10kg
流山市	有	従量制	300円/10kg
四街道市	有	従量制	300円/10kg
八街市	有	従量制	10kgまで300円　10kgを超えた場合30円80銭/kg
香取市	有	従量制	10kgあたり300円
酒々井町	有	従量制	350円/10kg
神崎町	有	従量制	10kgにつき300円
東庄町	有	従量制	10kgにつき300円

■東京23区　事業系一般廃棄物処理手数料

現行　　400円/10kg

改定額　　令和５年10月１日から　460円/10kg

表 35
事業系ごみ・ごみ処理手数料（２）

市町村名	事業系ごみ 持込			
		手数料制度の内容	手数料の徴収方法	受入しない
1 八王子市	有料	350円/10kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
2 立川市	有料	40円/1kg　（可燃ごみに限る）　20円/1kg（せん定枝）　少量排出事業者（1日平均10kg未満）80円/40ℓ（専用指定袋）	納付書 施設計量時　袋	
3 武蔵野市	有料	40円/1kg　（可燃ごみに限る）　平成25年4月1日手数料改定　（50kg未満は一律2,000円）	納付書 施設計量時	
4 三鷹市	有料	350円/10kg　（可燃ごみに限る）	納付書 施設計量時	
5 青梅市	有料	30円/1kg　（可燃ごみに限る）	納付書	
6 府中市	有料	42円/1kg　（可燃ごみに限る）	納付書	
7 昭島市	有料	30円/1kg	施設計量時	
8 調布市	有料	350円/10kg　（可燃ごみに限る）	納付書 施設計量時	
9 町田市	有料	350円/10kg　（可燃ごみに限る）　平成27年4月1日手数料改定	納付書 施設計量時	
10 小金井市	有料	可燃　42円/1kg・不燃　36円/1kg	納付書	
11 小平市	有料	24円/1kg	納付書	
12 日野市	有料	42円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
13 東村山市	有料	350円/10kg　（可燃ごみに限る）	納付書	
14 国分寺市	有料	42円/1kg　（可燃ごみに限る）　令和２年４月１日手数料改定	納付書 施設計量時	
15 国立市	有料	42円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
16 福生市	有料	30円/1kg	納付書	
17 狛江市	有料	42円/1kg	納付書	
18 東大和市	有料	25円/1kg	納付書	
19 清瀬市	有料	38円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
20 東久留米市	有料	38円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
21 武蔵村山市	有料	38円/1kg　令和３年７月手数料改定	納付書	
22 多摩市	有料	35円/1kg　（可燃ごみに限る）	納付書 施設計量時	
23 稲城市	有料	43円/1kg	納付書	
24 羽村市	有料	30円/1kg　（可燃ごみに限る）	納付書	
25 あきる野市	有料	40円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
26 西東京市	有料	38円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
27 瑞穂町	有料	30円/1kg　（可燃ごみに限る）	納付書	
28 日の出町	有料	40円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
29 檜原村	有料	40円/1kg　（可燃ごみに限る）	施設計量時	
30 奥多摩町	有料	可燃　120円/30ℓ　180円/45ℓ・不燃　15円/10ℓ　30円/20ℓ　45円/30ℓ	袋	

*: 手数料の有料・無料の別、内容等は、令和4年6月1日現在

*: 手数料の徴収方法
・袋方式
　指定の袋をあらかじめ購入してもらい、これに入れて排出してもらう方法
・施設計量時
　料金を処理施設の計量時に徴収する方法
・納付書
　排出者に対して納付書を発行し、金融機関等で納付してもらう方法